

届出を行う義務のある事業者とは

事業者単位で判断

常用雇用者数
従業員21人
以上

and

対象業種（24業種）

金属鉱業、原油、天然ガス鉱業、製造業
電気業、ガス業、熱供給業、下水道業
鉄道業、倉庫業、石油卸売業
鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業
燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業
機械修理業、商品検査業、計量証明業
一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業
医療業、高等教育機関、自然科学研究所

事業所単位で判断

年間取扱量

- 「年間取扱量」
＝「年間製造量」＋「年間使用量」
- 第一種指定化学物質(462物質)
1トン以上/年
 - 特定第一種指定化学物質(15物質)
0.5トン以上/年

or

特別要件施設

- 鉱山保安法上の関連施設
- 下水道終末処理施設
- 一般廃棄物処理施設
- 産業廃棄物処理施設
- ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

対象物質について排出・移動量を把握し、届け出てください。